

改正

平成19年3月23日規則第13号

平成22年3月29日規則第5号

佐久市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市国民健康保険条例（平成17年佐久市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、佐久市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務の規定)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について審議答申する。

- (1) 市長から協議会に諮問の事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める重要事項

(会長及び職務代行者)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、協議会で定めた委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。

3 会議に出席することができない委員は、開会前までに会長に届け出なければならない。

(会議)

第5条 協議会は、定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 会長は、会議の議長として、議事を総理する。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、特に必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議結果の答申等)

第9条 会長は、会議録を作成し、会議の結果とともに市長に答申し、又は報告しなければならない。

(辞職)

第10条 委員が辞職しようとするときは、書面にその旨を具し、会長を経て市長に提出しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民健康部国保医療課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

改正

平成18年3月24日条例第6号
平成18年9月29日条例第51号
平成19年3月23日条例第6号
平成19年9月28日条例第35号
平成20年3月27日条例第14号
平成20年12月19日条例第49号
平成21年9月30日条例第24号
平成23年3月23日条例第8号
平成25年3月18日条例第8号

佐久市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第5条—第8条）
- 第5章 保健事業（第9条—第11条）
- 第6章 保険税（第12条）
- 第7章 罰則（第13条—第16条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険

（市が行う国民健康保険）

第1条 市が行う国民健康保険については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会）

第2条 法第11条第1項の規定に基づく佐久市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 6人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- （3）公益を代表する委員 6人
- （4）被用者保険等の保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

（被保険者としなない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としなない。

第4章 保険給付

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- （1）6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- （2）6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- （3）70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(結核精神給付金)

第8条 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯の世帯主に対し、結核精神給付金として、当該被保険者が負担する額を支給する。

2 前項の規定により支給する場合、結核精神給付金として当該世帯主に対し支給すべき額の限度において、保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該世帯主に対し結核精神給付金の支給があったものとみなす。

第5章 保健事業

(保健事業)

第9条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

(1) 病院、診療所の設置及び運営

(2) 健康教育

(3) 健康相談

(4) 健康診査

(5) 生活習慣病その他の疾病予防

(6) 前各号に掲げるもののほか、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養環境の向上のために、次に掲げる事業を行う。

(1) 療養のために必要な用具の貸付け

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業

3 前項に掲げるもののほか、市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第11条 被保険者でない者に第9条第1項及び第2項の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第6章 保険税

(保険税の賦課)

第12条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第7章 罰則

(罰則)

第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに依

しない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 市は、偽りその他不正な行為により、保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第16条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前に出産した者に係る出産育児一時金、死亡した者に係る葬祭費又は結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条の規定による医療を受けた者に係る結核精神給付金の支給については、合併前の佐久市国民健康保険条例（昭和36年佐久市条例第22号）、臼田町国民健康保険条例（昭和34年臼田町条例第2号）、浅科村国民健康保険条例（昭和51年浅科村条例第5号）又は望月町国民健康保険条例（昭和34年望月町条例第25号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の出産育児一時金、葬祭費又は結核精神給付金の例によるものとする。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。

附 則（平成18年3月24日条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第51号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐久市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条第1号及び第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

3 新条例第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐久市国民健康保険条例第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月27日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐久市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の死

亡に基づく葬祭費の支給について適用し、同日前の死亡に基づく葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月19日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐久市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日条例第24号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐久市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第5条中佐久市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第6条中佐久市障害福祉サービス事業施設条例第4条第1項第1号の改正規定（「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める部分に限る。）及び第7条中佐久市障害者支援施設白田学園条例第3条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。